

産業廃棄物収集運搬処理委託業務 仕様書

- 1 契約名 産業廃棄物収集運搬処理委託契約
- 2 契約内容 産業廃棄物（混合廃棄物（可燃・不燃）、汚泥、廃バッテリー、アスファルト殻、水銀灯、廃油、廃機器類の7種類）の収集運搬、処分
- 3 収集場所 苫小牧港管理組合庁舎、キラキラ公園管理人小屋裏ゴミ箱、第1船だまり、公共中央南消火器在庫、勇払1号上屋、中央南1・2号上屋、その他苫小牧港西港区及び東港区内で苫小牧港管理組合が指定する場所
- 4 契約期間 令和7年6月17日から令和8年3月31日まで
- 5 予定数量

混合廃棄物	収集運搬：	95m ³	処理：	10.7t
汚泥	収集運搬：	10m ³	処理：	10t
廃バッテリー	収集運搬：	1回	処理：	1t
アスファルト殻	収集運搬：	1回	処理：	0.1t
水銀灯	収集運搬：	1回	処理：	0.05t
廃油	収集運搬：	5m ³	処理：	5t
廃油（吸引車処理）	収集運搬：	1時間		
廃機器類	収集運搬：	3m ³	処理：	0.3t
- 6 契約金額 決定の相手方となった者と締結する契約においては、最終処分に要する費用も含めた産業廃棄物処理費用の額を契約金額とし、当該者にその額を支払うこととする。
（最終処分業者の苫小牧港管理組合への費用請求権は生じないものとする。）
- 7 必要な資格
 - （1） 令和7～10年度苫小牧市物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿の「清掃・警備」に登録されている業者であること。
 - （2） 入札執行の日までの間に、苫小牧港管理組合及び苫小牧市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
 - （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - （4） 苫小牧市及び厚真町に本店、支店又は営業所を有する者であること。
 - （5） 過去15年間（平成22年度以降）に、本業務とおおむね同種と認められる業務を受託した実績を有する者であること。
 - （6） 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けていること。